

(仮称)新さっぽろ子ども未来プラン・計画素案(概要資料)

第1章 計画の策定にあたって

【計画策定の背景及び趣旨】

<現行計画の終了>

- 「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づく「札幌市子どもの権利に関する推進計画」(以下「推進計画」という。)及び「次世代育成支援対策推進法」(以下「次世代法」という。)に基づく市町村行動計画である「さっぽろ子ども未来プラン・後期計画」(以下「未来プラン」という。)は、平成26年度をもって計画期間が満了となる。

<国の動向>

- 平成24年8月の「子ども・子育て関連3法」の制定に伴い、幼児期の学校教育・保育や地域における子ども・子育て支援の総合的な提供を目指す「子ども・子育て支援新制度」(以下「新制度」という。)が平成27年度よりスタートするが、3法のひとつである「子ども・子育て支援法」では、全市町村に新制度の内容を盛り込んだ「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けている。
- なお、平成26年度までの時限立法であった次世代法については、10年間の延長が決定しているが、子ども・子育て支援法の制定に伴って行動計画の策定は任意となった。



- 上記を踏まえ、平成27年度以降については、「推進計画」及び「子ども・子育て支援事業計画」を包含した「新さっぽろ子ども未来プラン」(以下「新計画」という。)を策定し、子どもの権利の推進及び子ども・子育て支援施策の総合的な提供を目指す。その結果、長期的に少子化の改善にもつなげていく。

【計画の位置付け】

- 新計画は、札幌市のまちづくりの最上位計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の個別計画とするほか、関連する各分野の個別計画との整合性に配慮し策定する。

札幌市まちづくり戦略ビジョン (平成25～34年度)



新さっぽろ子ども未来プラン

【計画策定が義務】

- ◎推進計画・第2次計画(権利条例)
- ◎子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法)

【計画策定は任意】

- 子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法)
- 市町村整備計画(児童福祉法)

※ 次世代法の計画としての位置付けについては、今後国から示される計画策定指針を踏まえ決定する。



関連する個別計画

- ひとり親家庭等自立促進計画
- 健康さっぽろ21
- さっぽろ障がい者プラン
- 札幌市教育振興基本計画 など

【計画の対象及び計画期間】

<計画の対象>

- すべての子ども(概ね18歳まで)とその家庭、及び社会的自立が困難な若者(概ね18歳～39歳まで)のほか、市民、地域で活動する団体、企業、行政などすべての個人及び団体を対象。

<計画期間>

- 平成27年度～平成31年度までの5年間。

第2章 札幌市の現状

<子どもの権利の推進について>

- 推進計画の成果指標である「自分のことが好きだと思う子どもの割合」や「子どもの権利が守られていると思う人の割合」などは、概ね上昇傾向にある一方で、権利条例の認知については課題が残るほか、児童虐待などの権利侵害が依然として顕在化している。

- ・権利条例の認知度 [子ども] H21年度: 35.6%⇒H25年度: 40.2%
[大人] H21年度: 51.0%⇒H25年度: 54.0%
- ・児童虐待認定件数 H25年度: 児童相談所: 402件、区役所: 251件

<子ども・子育て支援について>

- 未来プラン全体の成果指標である「子ども生み育てやすい環境だと思う人の割合」をはじめとして、多くの成果指標が上昇傾向にある一方で、「子育ての相談・支援体制」及び「特別な配慮を必要とする子どもへの支援体制」に関する成果指標は、平成26年度の達成目標とかい離している。

- ・子育てについての相談体制に満足している人の割合 H25年度: 32.8% (目標値60%)
- ・特別な配慮が必要な子どもの支援体制が整っていると思う人の割合
H25年度: 39.5% (目標値60%)

- また、市民アンケートの結果や保育所待機児童の問題など、働きながら子育てできる環境の充実が求められている。

- ・市民が有効と考える少子化対策(H24年度第2回市民アンケート)
労働環境の改善や保育所整備など仕事と子育てを両立できる環境の整備(71.8%)
- ・保育所待機児童数(H26年4月) 323人

<少子化について>

- 未来プランの策定以降、合計特殊出生率(一人の女性が一生の間に生む子どもの推計値)は増加傾向にあるものの、依然として全国平均を大きく下回っており、少子化の進行が懸念される。

- ・合計特殊出生率(H24年) 札幌市: 1.11、全国平均: 1.41

第3章 計画の施策体系

1. 基本理念 ～計画の目指すべき方向性～

『子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち』

【理念の骨子】

- ①子どもの自立 ②子どもを生き育てやすい環境の整備 ③共生社会の実現への寄与

2. 基本的な視点 ～計画策定・事業実施にあたっての視点～

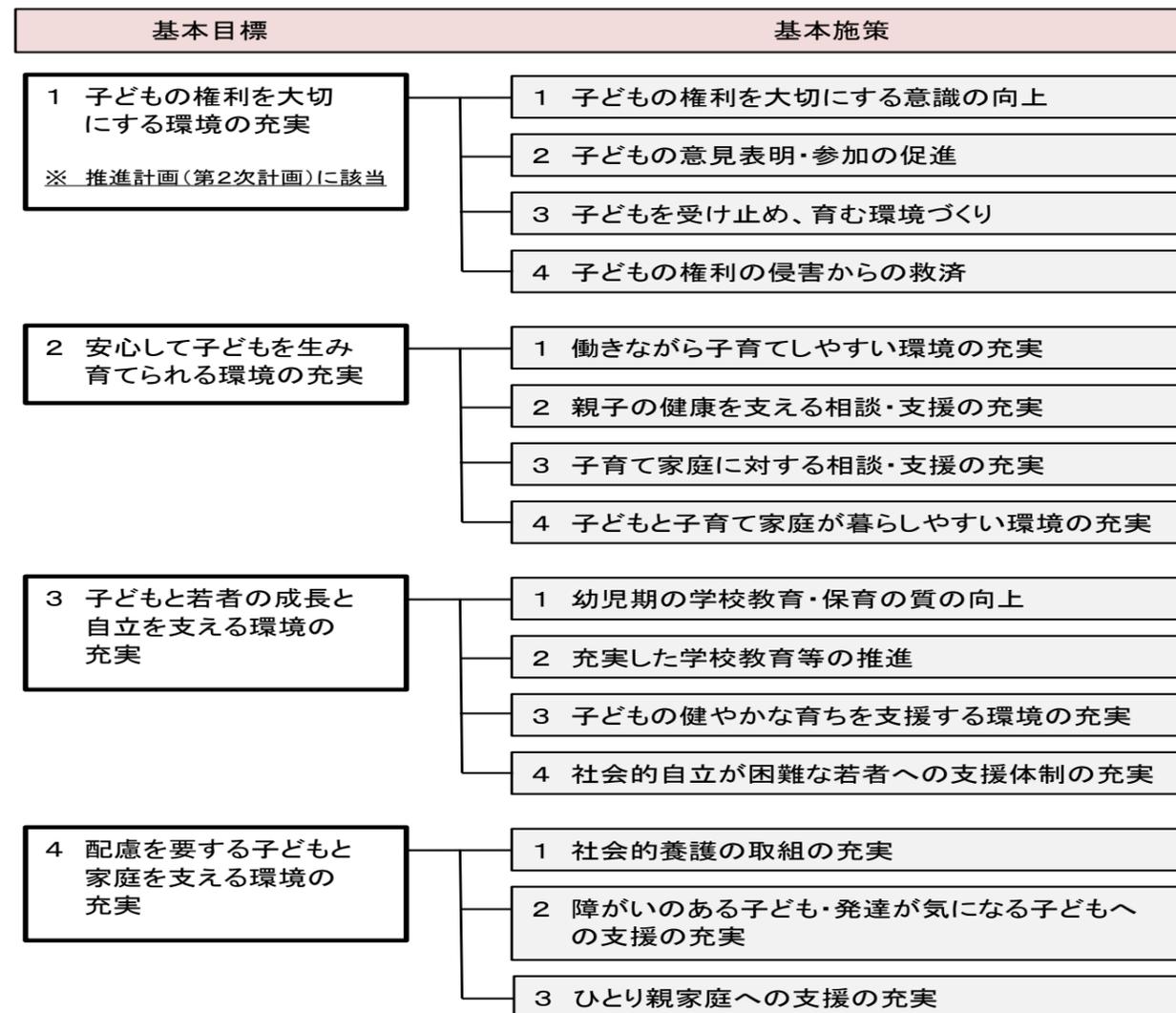
視点1：子どもの視点

視点2：すべての子どもと子育て家庭を支える視点

視点3：成長・発達段階に応じて長期的に支える視点

視点4：社会全体で支える視点

3. 基本目標及び基本施策



第4章 具体的な施策の展開

<課題に対する方向性及び主な事業・取組>

基本目標1 課題：普及啓発、権利侵害への対応

子どもの権利の普及啓発について、特に子どもとの関わり合いが深い世代などに対して理解促進を図るとともに、市民自らが担い手となって情報を発信していける仕組みについて検討を進める。

また、地域や市政などにおける子どもの参加の機会を一層充実する。

さらに、いじめや児童虐待などの子どもの権利侵害に対しては、関係機関が連携し侵害を受けた子どもの権利の救済及び権利侵害を未然に防ぐための早期発見・早期対応を強化する。

■ **【充実】** 絵本を活用した啓発活動や学校の授業での理解促進（基本施策1）⇒権利の理解促進！！

■ **【充実】** 市政への子どもの意見の反映や子ども運営委員会の拡充（基本施策2）

⇒子どもの参加の促進！！

■ **【充実】** 児童虐待早期発見・早期対応事業（基本施策4）⇒権利侵害への対応強化！！

基本目標2 課題：仕事と家庭の両立、子育て相談・支援

働きながら子育てしやすい環境の充実に向け、市民のニーズに応じて保育施設や地域子ども・子育て支援事業を供給するとともに、取組企業への実践的な支援等を通じて、企業や市民に対するワーク・ライフ・バランスの普及啓発を推進する。

また、子育て家庭に対する相談・支援の充実に向け、身近な相談機能や個別支援を強化していくとともに、わかりやすい子育て支援情報の効果的な発信手法について検討を進める。

<仕事と家庭の両立>

■ **【充実】** 市民ニーズに応じた保育施設等の整備（基本施策1）⇒新制度への対応！！

■ **【新規】** 放課後児童クラブの適正規模化の推進（基本施策1）⇒過密化の解消！！

■ **【充実】** ワーク・ライフ・バランス推進事業（基本施策1）⇒ワーク・ライフ・バランスの推進！！

<子育ての相談・支援>

■ **【充実】** 地域での子育てサロン（基本施策3）⇒身近な相談機能の充実！！

■ **【充実】** 区保育・子育て支援センター（ちあふる）整備事業（基本施策3）⇒個別支援の強化！！

■ **【新規】** 利用者支援事業（基本施策3）⇒相談・支援体制の強化！！

基本目標3 課題：困難を有する若者の自立支援

幼児期における学校教育・保育の質の向上を図るとともに、様々な団体や地域とも連携しながら、子どもの自立性や社会性を育む実践的な学びや体験機会の充実のほか、児童会館等における遊び場・生活の場としての機能の充実に努める。

また、若者の社会的自立に向け、身近な地域における少年期からの連続した相談・支援を推進するとともに、企業や団体とのネットワーク構築のもと、伴走型支援者の育成などによる就労支援の充実を図る。

■ **【充実】** 保育の質の向上（基本施策1）⇒保育環境の充実！！

■ **【新規】** 「子どもの体験活動の場」事業（基本施策3）⇒多様な体験機会の提供！！

■ **【新規】** 新型児童会館整備事業（基本施策3）⇒子どもの遊び場・生活の場の提供！！

■ **【充実】** 社会体験機会創出事業（基本施策4）⇒社会的自立が困難な若者への支援の充実！！

基本目標4 課題：社会的養護、障がい・ひとり親家庭支援

虐待などの不適切な養育環境で育った子どもに対する家庭的な養育環境の推進、障がいのある子どもと障がいのない子どもとのふれあいの充実、ひとり親家庭に対する就労支援や子どもへの学習支援の充実など、合理的な配慮のもと、社会全体で支え合う環境の充実を図る。

- **【充実】** 家庭的な養育環境の整備（基本施策1）⇒社会的養護の推進！！
- **【充実】** 障がいある子どもとない子どもとの交流及び共同学習の推進（基本施策2）
⇒障がい児支援の充実！！
- **【充実】** ひとり親家庭等就業機会創出事業（基本施策3）⇒ひとり親家庭への支援の充実！！

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業における需給計画

※本章には、これまでの会議で協議してきた、教育・保育等のニーズ量に対する提供体制の内容を掲載するが、現在作成中のため、次回（第9回）の会議にてお示しする。
(掲載イメージ)

	1年目			2年目			3年目			...	
	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性あり	0-2歳 保育の必要性あり	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性あり	0-2歳 保育の必要性あり	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性あり	0-2歳 保育の必要性あり		
①量の見込み(必要利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	...	
② 確保 の 内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人	...
	地域型保育事業(※2)			20人			30人			50人	...
②-①	0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0	...	

第6章 計画の推進体制

<計画の推進体制>

- 計画の進捗管理は、庁内の会議である「子どもの権利総合推進本部」及び外部の会議である「子どもの権利委員会」「子ども・子育て会議」において点検・評価を行う。基本的に、子どもの権利委員会では、推進計画部分を所掌し、子ども・子育て会議では、推進計画を除く計画全体を所掌する。
- また、計画を着実に推進していくため、成果指標を設定し、毎年度、計画に沿った施策を実施する。成果指標については、計画全体及び基本目標ごとに設定。

【計画全体の成果指標】

指標項目	現状値	目標値
自分のことが好きだと思う子どもの割合	65.4% (平成25年度)	75.0% (平成31年度)
子どもを生き育てやすい環境だと思う人の割合	60.7% (平成25年度)	75.0% (平成31年度)

【基本目標ごとの成果指標】

基本目標	指標項目	現状値	目標値
1	子どもの権利を大切にす環境の充実	自分のことが好きだと思う子どもの割合(再掲) 65.4% (平成25年度)	75.0% (平成31年度)
		子どもが自然、社会、文化などの体験をしやすい環境だと思う人の割合 大人：54.9% 子ども：59.3% (平成25年度)	大人：65.0% 子ども：65.0% (平成31年度)
		子どもの権利が守られていると思う人の割合 大人：49.1% 子ども：57.0% (平成25年度)	大人：65.0% 子ども：65.0% (平成31年度)
2	安心して子どもを生き育てられる環境の充実	仕事と生活の調和がとれていると思う人の割合 48.6% (平成25年度)	65.0% (平成31年度)
		希望に応じた保育サービスを利用することができた人の割合 63.9% (平成25年度)	80.0% (平成31年度)
		妊娠・出産や子育ての悩みについて相談相手や情報収集手段があり、相談等により不安が軽減されている人の割合 —	60.0% (平成31年度)
3	子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実	子どもが自然、社会、文化などの体験をしやすい環境だと思う人の割合(再掲) 大人：54.9% 子ども：59.3% (平成25年度)	大人：65.0% 子ども：65.0% (平成31年度)
		難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している子どもの割合 小6：71.2% 中3：65.7% 高2：61.0% (平成25年度)	小6：76.0% 中3：72.0% 高2：67.0% (平成30年度)
		困難を有する若者が自立に向けて支援機関を利用し、職業訓練への参加や進路決定をした割合 46.5% (平成25年度)	60.0% (平成31年度)
4	配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実	市内社会的養護体制における「家庭的養育環境」の割合 34.8% (平成25年度)	45.0% (平成31年度)
		障がいのある子どもにとって地域でくらしやすいまちであると思う保護者の割合 —	60.0% (平成31年度)
		今後の生活(経済的・子育て等)に不安のある人の割合 母子：94.0% 父子：91.2% (平成24年度)	母子：80.0% 父子：80.0% (平成29年度)

今後の計画策定スケジュール

平成26年10月24日(金)	第8回子ども・子育て会議(計画素案審議1回目)
平成26年10月31日(金)	計画素案への委員意見締め切り
平成26年11月20日(木)	第9回子ども・子育て会議資料送付(委員意見集約後の計画素案)
平成26年11月27日(木)	第9回子ども・子育て会議(計画素案審議2回目)
平成26年12月	庁内会議(計画原案の完成)
平成27年1月	議会報告
平成27年2月	パブリックコメント
平成27年3月	第10回子ども・子育て会議(パブリックコメント結果報告)
平成27年3月～4月	市長副市長報告・議会報告、計画の公表

